

たわらもとヘルスケアプロジェクト 健幸ポイント事業参加規約

第1条（目的）

- 1 本規約は、ICTを活用し「歩くこと」「測ること」を中心として、健康づくりの成果を可視化し、楽しみながら健康づくりに取り組むことを目的として田原本町（以下、「町」という。）が運営する健幸ポイント事業（以下「本事業」といいます。）を実施するために必要な事項を定めたものです。
- 2 この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 「健幸ポイント」とは、参加者が、本規約その他町が定める基準に従って引き換えることのできるポイントをいいます。
- (2) 「申込者」とは、健幸ポイント事業参加申込書（以下、「参加申込書」といいます。）を町に提出した者をいいます。
- (3) 「参加者」とは、申込者のうち、町が本事業への参加を認めた者をいいます。
- (4) 「マイページ」とは、(株)タニタヘルスリンクの健康管理ポータルサイト「からだカルテ」により提供される、参加者個人のWEBページをいいます。

第3条（参加申込み）

- 1 本事業への参加を希望する者は、参加申込書により参加の申込みを行うものとします。
- 2 申込者が参加申込書を提出後、たわらもとヘルスケアプロジェクト事務局（以下、「事務局」という。）が参加申込書を受理した時点で、当該申込者は本参加規約に同意したものとみなします。
- 3 申込者は指定する期日までに年会費を納めていただく必要があります。

第4条（個人情報の取扱い）

- 1 本事業の目的である健康づくり並びに本事業の評価及び効果の分析のため、次の各号に定める個人情報を田原本町個人情報保護条例に基づき収集します。なお、参加者情報については、参加者本人又は住民基本台帳等から収集し、医療費情報等については、各保険者から収集します。
 - (1) 参加者情報 本事業の参加者又は住民基本台帳等から次の情報を収集します。
 - ア 氏名、性別、郵便番号、住所、生年月日、身長、電話番号及びメールアドレス、健康保険種別
 - イ ニックネーム、ID等「からだカルテ」上で必要となる情報
 - ウ アンケート調査回答結果、活動量データ、体組成データ及びその測定日
 - エ 「からだカルテ」マイページの利用ログデータ（接続時間、日時）
 - オ その他健幸ポイント取得に関する情報（がん検診の受診の有無等）
 - (2) 医療費情報等 国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者、介護保険被保険者については、本事業の評価及び効果の分析のために、医療費等に関する次の情報を各保険者から収集します。
 - ア 医療費に関する情報（国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者）
 - イ 健康診査に関する情報（国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者）
 - ウ 介護給付費に関する情報（介護保険被保険者）

(3) その他本事業の実施に必要となる項目

2 本事業の実施にあたって、活動量データ等の管理及び健幸ポイントの付与業務、健幸リビング・ラボ管理運営業務並びに本事業の評価及び効果の分析業務を民間事業者へ委託し、町の監督のもと、次の各号に定めるとおり個人情報を利用します。

(1) 活動量データ等の管理及び健幸ポイントの付与業務 前項第1号に定める参加者情報

(2) 評価及び効果の分析業務 前項第1号に定める参加者情報の活動量データ及び体組成データのうち、歩数、BMI 筋肉率、アンケート調査回答結果及び前項第2号に定める医療費情報等から、氏名、生年月日を削除し、特定の個人を識別することができない状態に加工した情報

3 委託事業者は、町との委託契約に基づき、第4項に定める個人情報の安全管理措置を実施します。なお、町との事前協議によって、委託事業者は、個人情報を含まない統計情報等の成果物を共有し公表することができます。

4 個人情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。

(1) お預かりした個人情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止及びその是正、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(2) 町は、次に定めるとおり、個人情報を適切に保護し、取り扱います。

ア 個人情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。

イ 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、利用目的を達成するために必要な範囲内で個人情報を取得・利用します。

ウ あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、利用目的の範囲を越えて個人情報を町以外の第三者に提供しません。

エ 参加者本人から、自らの参加者情報について別途定める健幸ポイント事業参加手引（以下、「参加手引」といいます。）に記載する問い合わせ窓口で照会があった場合は、適切に対応します。

オ 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取組及び継続的な改善・向上に努めます。

第5条（参加者の決定）

1 町は、第3条第1項の参加申込書に記載された申込情報を確認し、定員を超える応募があった場合は先着順とします。

2 町は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。

(1) 同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合

(2) 申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合

(3) 虚偽の申込み等により、第6条に定める条件を満たさないことが判明した場合

(4) 町外への転出や死亡等により、第6条に定める条件を満たさなくなった場合

(5) 第15条に定める禁止事項を行った場合

(6) その他町が承諾できない事由があると判断した場合

- 3 町は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を通知するものとします。
- 4 参加者は、本規約に同意できない場合は、退会を申し出るものとします。

第6条（参加条件）

町は、申込者が次の各号の全てに適合していると認めるときは、参加申込みを承諾します。

- (1) 20歳以上の方（当該年度に20歳になる方を含む。）
- (2) 町に住民登録している方
- (3) 自己責任で本事業に参加できる方
- (4) 本規約に承諾いただいた方
- (5) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属している者のいずれにも該当しない方
- (6) 本事業に関連するアンケート調査にご協力いただける方
- (7) 当該年度における会費をお支払いいただいた方
- (8) リビング・ラボ事業の健幸モニターにご登録いただける方
- (9) 健幸アンバサダー養成講座にご参加いただける方

第7条（参加者の負担）

- 1 参加登録に係る費用は次のとおりとします。基準
 - (1) 年会費 2,000円／年度（新規参加者に対し、地域商品券による還元があります）
 - (2) 活動量計の故障又は紛失に伴う再購入等にかかる費用
 - (3) 事業参加に関する通話・通信にかかる費用
 - (4) その他町が別途指定する費用
- 2 事業参加時に田原本町の国民健康保険に加入されている場合、生活保護を受給されている場合は年会費がかかりません。
- 3 事業継続時に田原本町の国民健康保険に加入されている場合、生活保護を受給されている場合は継続費用がかかりません。
- 4 年会費はいかなる理由がありましても返金はいたしません。

第8条（活動量計の管理）

- 1 参加者は町から貸与された活動量計を善良な管理者の注意をもって取り扱うものとします。
- 2 町が貸与した活動量計及び附属品の再配布は原則として行いません。

第9条（実施内容）

- 1 本事業への参加者は、次の事項に協力いただきます。
 - (1) アンケート調査の回答
 - (2) 活動量計及びスマートフォンアプリでのデータ測定及び送信
 - (3) 体組成データの測定及び送信
 - (4) その他町が別途指定する事項
- 2 実施方法は、別途定める参加手引の記載に基づくものとします。

第10条（健幸ポイントの付与）

本事業において付与される健幸ポイント及び付与条件は別途定める参加手引の記載に基づくものとします。

第11条（健幸ポイントの交換）

獲得した健幸ポイントの交換等については、別途定める要綱・参加手引に基づくものとします。

第12条（申込み内容の変更の届出）

- 1 参加者が参加申込書において町に通知した住所、電話番号等、第3条の申込情報に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を町に届け出するものとします。
- 2 町は、参加者から前項の変更に関する届出がなされない場合、参加者が獲得した健幸ポイントを無効とすることがあります。
- 3 参加者が、第1項の変更の届出を行わなかったために、町からの通知又は送付書類等が延着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到達したものとみなします。

第13条（契約の解除について）

- 1 参加者は、本事業の実施期間中に退会の申込を行うことができます。
- 2 退会の申込みは、別途定める参加手引に記載されている申請を行っていただきます。
- 3 退会後は、町が本事業を通して取得した参加者の情報のうち、個人を特定できる情報を削除した上で、参加者個人を識別不可能な形式に加工し、その上で本事業の評価等に利用するものとします。
- 4 入会金の締切期限までに入金を確認できない場合におきましても、締切期限の1か月後を目処に前項同様の処置を行います。
- 5 退会の手続き完了後は、それまでたまっていたポイントを当該年度の商品券に還元いたします。
- 6 退会後の再入会は、可能とします。また、退会前に貯まっていた健幸ポイントは、無効となります。
- 7 退会の際には、活動量計等事務局から貸与された物品等は、返却するものとします。

第14条（事業の中断・終了）

- 1 町は、実施期間内であっても、本事業のサービスの中断又はサービスの全部若しくは一部の提供を終了することがあります。
- 2 前項に基づき本事業を中断・終了する場合、町は参加者に対して、その旨を事前に町のホームページ等によって通知することとします。

第15条（禁止事項）

参加者は、次に定める行為を行ってはけません。

- (1) 活動量計の改変、貸与、譲渡、販売、質入れ、その他の担保利用
- (2) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 本規約に違反する行為
- (4) その他町又は第三者に不当な不利益を与える行為

第16条（損害賠償等）

- 1 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により町に損害を与えた場合は、その損害を賠償することとします。

2 参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、町以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

第17条（免責事項）

- 1 本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
- 2 町は、本事業の中止により、参加者又は参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
- 3 町は、町の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
- 4 町は、町の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏洩した場合は、責任を負いません。
- 5 町は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された、又は破棄された健幸ポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
- 6 町は、町が指定する健康増進プログラムの利用において、町の責によらない事由により参加者が被った損害は、責任を負いません。

第18条（規約の変更）

- 1 町は、本規約の変更について、町のホームページ等によって事前に変更内容及び変更後の規約が有効となる期日を周知し、期日以後は、参加者は変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
- 2 本規約の変更について、個人情報の利用目的又は利用する個人情報の内容の変更を伴う場合は、個人情報保護法、町個人情報保護条例及び関連法規・ガイドラインに基づき、町より参加者にあらかじめ通知を行い、参加者の同意を得るものとします。

附則

本規約は令和5年4月1日から適用します。